1日 1円 最高 50万円の見舞金 交通災害共済に、今すぐ 加入しましよう。



10月14日(1971)

(46年9月末現在) 口

超

過

金

 m^3

五

+

円

一般家庭用 新料金表

本

金

m3

百

九

+

円

使用料

1 8

19

20

2 1

2 2

23

2 4

2 5

水道料金の値上げに踏切るまでに

以上のとおり、公共料金である

金

790

840

890

940

990

1,040

1,090

1,140

力に働きかけを行なう所存であり

し料金で水の使用ができるよう強

料

24, 138 男女 11,668 12,470

町の人口

6,876 世帯数

分よ

ŋ

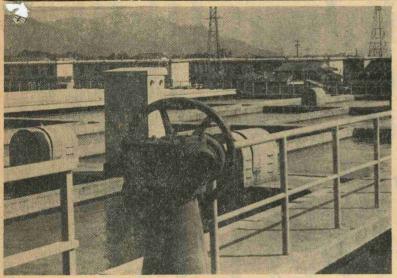
新

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場

伊藤衛門 発行人

編集人

毎月一回各家庭に配布 冷牟田印刷合資会社 電話 (代表) 690536



8, 202 支出総額 旧料金による財政状況 収入総額 7,818 76,228料金収入 6,000 859 / 5, 997 原水費 5,449 5,000 4,000 3,591 3,829 43,418 3,000 2,381 2,000 1,872

年一千万円近くの赤字がふえてゆ 市、北九州市が今の原水費を値上 きます。加えて受水先である中間 道事業会計全般では依然として毎 以上のように新料金にしても水 企画管理室調查資料係

印刷所

Inallia allia allia allia al

情の中で経営を続けてゆけば赤字は増大するばかりで、昭和四十五年度末には、三千二百三十一万円の

入して給水を行なっております。中間より購入の単価は他市町村に比べ非常に高く、このような特殊事 水巻町の水道事業会計は、皆さん既にご存知のとおり、浄水を中間市及び北九州市より高い料金で購

赤字を抱え、今後日炭閉山に伴い全町に給水すればその赤字額は益々増大し、昭和五十年度には二億五

使用料

1 0

1 1

12

1 3

1 4

1 5

16

17

料 金

390

440

490

540

590

640

690

740

公共投資の要望は大きく、例えば

たが一般会計も財源的に苦しく、 はできるだけの努力はしてきまし

足下道路舗装一つにしても、町内

谷所より多数要望があり、水道料

千万円に達する見込でありましたのでここに料金改正に踏み切ったのであります

円)は、昭和 金十加三百十 料金(基本料 れたものであ 月より実施さ 議決ま での経 現在までの その当時は

給水戸数二千 百万円程度の赤字を出し、加えて 値上げしたため、当町の水道事業 昭和四十四年十一月より中間市が 四十三年度より一般会計の補助金 千万円では到底賄えず、

この改正料金は、県内で八番目 町財政との関係

会計は経営困難に陥ち入ったので

であり、大牟田市、直方市と同じ

している原水単価を中間市と協

ていくと収益的勘定では大体採算り、その解消にはここ十年を要す

水区域内に入り、隣接市町村と同

ります。

しては、中間市又は北九州市の給料という事で努力いたす所存であ

く、当町と 今後も引続き少しでも安い水道

なう広域水道が望まし

く周辺市町村で一括水道事業を行

ります。

6見込みであります。

英

49

期借入金の返済元金勘定です。 までの資産)取得の経費並びに長

おいて、昭和四十六年

この会計の必要経費は大体収益

万七千四百三十八人となり、昭和 の後給水戸数、人口共に増加し、 四十五年度には四千三百八十戸 く使えば使うほど赤字が増え、そ したが、皆さんも既にご存知のと て一般会計の補助で運営してきま 一万一千七百三人で、赤字はすべ 水巻町の水道事業は水を多 百五十円、超過料金一加五十日 で修正可決されました。 十円、超過料金一加五十円に議会 種々検討の上基本料金十㎡三百九 のとおり修正可決されました。上 九月議会に提案し、九月三十日次 に、原水費の値下げ、中間市より げ巾については後で述べますよう 今回値上げ案としまして十が四

やすい北九州市の水を大巾導入といる当町としては、年間水道会計

円を水の問題ですので、町としても 〇中間市より一加三十四円で購入 補助を行ない新料金で経営を続け けてゆくとすれば、先ず経費節減 現状では限度と考えられます。こ に補助できる金額は千五百万円が れる石炭産業斜陽化を直接受けて たが、エネルギー革命とまでいわ 来得る限りの財源捻出に努めまし 般会計を含め、町財政全般より出 のような状態の中で水道事業を続 毎日の生活に欠く事のできない 般会計より年間

し北九州市の一が二十五円の水を 係で多く導入できませんが、閉 州市四、中間市一の割合で原水 価の引下げに努力しています で管を延長した後は、大体北九 山水道として、南中より頃末ま が、今年度は、配水管経路の関 でき得る限り多く導入し全体単 士後

0 見 字、約三百二十万円は将来とも残 がとれますが、今年度末までの赤 るつもりです。 通

独目で水道事業を行なうのではな 今回の値上げに踏み切ったのであ

ここで将来計画とし

ては水巻町

行ないたいという両面を考慮の末

議のうえ三十円に値下げする。

基本料金であります

〇その他の諸経費は給水戸数四千 思われますので、今後もこの方 針を守り住民負担の減少に努め 実績として最少限の必要経費と 五百に対し、四十五年度までの を導入するよういたしておりま

字を覚悟しなければなりません。 で水道事業を続ける事は、公営企 業法でいう独立採算は望めず、赤 水利権をもたず、すべてを受水 域水道の検討

支障となる事は明白であります。 の赤字となり水巻町財政に大きな 財源内で、水道料金の値上げも抑 しかし実際にはその赤字は水巻町 百九十二mの舗装を中止しなけ 干百五十三㎡、六加道路で七千六 えたいし、舗装などの公共事業も 開発就労事業で行なうと、四万六 ればらなくなります。 このように水巻町の定められた これを国の補助金でやる産炭地

なりません。

但し別にメーター使用料が加算されます。 一般家庭用 13%の場合 30円。

六十四mの舗装を中止しなければ 万円を補助した場合、一万五千三 白八十四が、六加道路で二千五百 金値上げ抑制のために例えば二千

霊 四 よ 安ら 六年度合同 カン 17 慰

霊

業の財産(給配水管からメーター

次に資本的勘定、これは水道事

同慰霊祭が水巻町と水巻町遺族会 の共催でおどそかに催されまし 去る十月六日水巻町町民会館に ようにと列というなんでもない事実がいかに 度戦没者合 一度とこのとによって、人間が只生きている 今日も平安に生きつづけている私 席者一同霊前に誓いました。 「戦没者の尊い犠牲に支えられて 達の至命は、戦没者を追憶するこ つづいて、祭主祭文で町長は

円、以後毎年九百万円前後の赤字 九万円、四十七年度八百四十七万 その額は四十五年度末千四百五 (追悼のことばを読み上げる伊藤町長

44

であります。

45

一三万円、四十六年度于二百五十

46

47

がなく、この勘定はすべて赤字と 当町の収益的勘定では利益剰余金 的勘定の益金で賄う建前ですが、

ような戦争が起らない

厳粛ですばらしい事であ

戦没者の英霊に対し

読み上げました。遺族席 佐座、吉田地区の老人 いる方も見えました。 では故人を思い起こしハ かみしめることだと思い るかということを改めて 会、婦人会の方々によ ます」と追悼のことばを ンカチで目頭をおさえて 式典後、余興に入り伊

70

才以上国民健康保険

めりましたら、役場厚生課福祉係

、問い合せ下さい。

三、第一次試験

(六九一〇六三二)

ア、教養試験

公務員として必要な一般教

養および知識について、択

加入者対象に

実 施

永い間、社加入者を対象としております。将

この試験は地方公務員法(昭和

学校卒業程度で行ないま 一式による筆記試験を高等

職員採用試験

水巻町一般職

老人医療対象者登録通知書

登 録 番 号	第一月
対 象 者 氏 名	山田太郎.
生年月日年令	明 33年/0月 / 日 7/ 才
対 象 者 住 所	古賀区(一)
被保険者証の記号番号	水巻国保 / 号
登 録 年 月 日	昭和46年10月1日

昭46年10月分の診療から 助成金の始期

老人医療助成の対象者として上記のとおり決定し ましたので水巻町条例第6条2項の規定により通 知します

昭和 46 年 / 0 月 /

山田太郎

長水麦町町 水巻町長 伊藤衛門 以受付期間

六、この試験の問合わせは水巻町 役場企画管理室人事担当(TE 上六九一〇六三一 でお答えし があるものに限り受付けま 日(月)、(平日は八時三十 昭和四十六年十月十二日(火 台は十月二十三日までの消印 十二時まで)。郵送による場 分から十七時まで、土曜日は)~昭和四十六年十月二十五

ダンス

念 願 の 医 療 無

の老人は、す がありますの 制度の抜本改 は、医療保険 が、社会保険 議されました ムれるよう論 医者さんにか 国民健康保険 止問題と関係 等について べて無料でお 七〇歳以上 費だけは自己負担になっておりま 合、入院一日につき一〇〇円の食 料でかかられますが、入院の場 に提示してかかって下さい。 なお外来患者、入院患者とも無

課福祉係へ早めにお届け下さい。 の変更がありましたら役場の厚生 ※住所等変更は早めに 保険保険証の番号、資格喪失など 住所、世帯主の氏名、国民健康 このことについて不明なことが

広

ウ、禁錮以上の刑に処せら エ、日本国憲法施行の日以降 はその下に成立した政府を れ、その執行を終るまでま 暴力で破壊することを主張 において、日本国憲法また ことがなくなるまでの者。 成し、またはこれに加入し たはその刑の執行を受ける する政党その他の団体を結

イ、日時および場所

学校運動会

十月五日秋晴れの中、元気に催された南中

変なチルチル・ミチルですね。

五、受験手続きおよび受付期間 (1)申込先 具体的な日時、場所は第一 昭和四十六年十一月中旬に します。 次合格通知の際にお知らせ 水巻町役場で行ないますが

水卷町役場企画管理室人事担

する条例が九 ました。 され可決され 月議会に提案 費の助成に関 なっておりま 福祉対策が、 の一貫とし ど、この対策 すが、このほ 大きな問題と た老人の方の くしてこられ 会のために尽来は、社会保険加入者の老人にも て、老人医療 の保険証」を、お医者さんの窓口 この登録通知書と「国民健康保険 ※対象資格 お医者さんにかかれます。 当されるお年寄の方は、無料で、 適用させるつもりです。 発行いたします。 「老人医療対象者登録通知書」を お医者さんへかかられる時は、 以上の資格に該当される方へは ③引き続き三ケ月以上水巻町内 ②七〇歳以上の者 ①国民健康保険加入者 十月一日からは、次の資格に該 に住所を有する人 条第一項の規定による水巻町職員 一十五年法律第二六一号)第十八

ア、日時 昭和四十六年十一

月七日九時三十分~十二時

三十分

教養試験

十三時三十分~十五時三十

作文試験

一、受験資格 (3)次のいずれかに該当する者は ②年令は男女とも昭和二十二年 (1)男女とも学歴は問いません。 一般事務職員 男女各若干名 ア、日本の国籍を有しない 四月二日から昭和二十九年四 月一日までに生まれた者。 受験できません。

四、第二次試験 イ、場所 遠賀信用金庫三階 会議室 き (受付は九時から行ないま

禁治産者および準禁治産

ア、口述試験

別面接による試験を行ない

た第一保育園の運動会です。 九月十九日水巻中学校体育館に於て開かれ



主として文章による表現力

について試験します。

会 0

でした。 す。本町でも、 れ、親子共ほん 技が繰り広げら 中学校、頃末小 をかわきりに南 のシーズンで とうに楽しそう の中、力強い競 校で開催されま 学校、下二小学 保育所の運動会 澄み渡る秋空 秋は、運動会



色々の趣向で楽しい仮装行列 (第一保育園)



一十月六日開催された下二小学校運動会での楽し い玉入れ。 ナイスコントロール。 な演技を披露する豆選手たち。 (十月五日開催された頃末小学校運動会でみでと

未来のオリンピック選手。

